

# 中国の法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

中華人民共和国は、1949年に建国された後、大躍進政策の失敗、文化大革命による社会的混乱、四人組の失脚等の紆余曲折を経たが、鄧小平による改革開放政策をきっかけとして高度経済成長を遂げてきた。中国の国内総生産（GDP）は、2010年には日本を追い抜き、現在、米国に次いで世界第2位となっている。

中華人民共和国の法制度は、中国本土及びその他の地域ごとに異なる。本稿は、香港、マカオ及び台湾を除く中国本土（以下「中国」という）における法制度を対象とする<sup>2</sup>。

中国の法制度は、いわゆる「大陸法系」及び「社会主義法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。英米法におけるような判例の先例拘束性は、中国では認められていない。

現在の中国におけるビジネスに関連する法制度<sup>3</sup>は、特に中国のWTO加盟（2001年）以後、日本や欧米の先進国のものに近い内容になってきている。しかし、法制度の根本的なところには「社会主義」が横たわっており、法解釈や運用の面で「社会主義」が顔をのぞかせることがあるという点には、注意が必要である。

## II 憲法

中華人民共和国の成立後、1954年憲法、1975年憲法、1978年憲法、1982年憲法と、4つの憲法が相次いで制定されたが、前の3つの憲法はいずれも、その後の新憲法が制定されるたびに、廃止された。現行の憲法は、1982年憲法が1988年改正、1993年改正、1999年改正、2004年改正、2018年改正と5回の改正を経て、変容してきたものである。この

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 中国でも、日本で明治時代に作られた法律用語が多く使用されているが、当然ながら、異なる法律用語が用いられている場合も少なくない（例えば、日本語の「会社」と中国語の「公司」）。しかし、日本語も中国語も、ほとんどの法律用語には漢字が用いられているため、日本の法律用語を知っている者にとって、中国の法律用語は理解しやすいといえる。中国の法制度や法律用語を理解しようとするときに英語訳に頼ることは「誤解のもと」であり、避けた方がよい。日本語訳が必要なときは、英語訳を介さずに、直接、中国語を日本語に翻訳すべきである。

<sup>3</sup> 中国ビジネス法務についての日本語による解説としては、遠藤誠・孫彦著『中国ビジネス法務の基本と実務がわかる本』（秀和システム、2019年）がある。

ように、憲法が頻繁に改正されているのは、政治社会情勢の変遷に対する中国共産党の政策の転換に応じるためであり、また、社会的実情に合わせて現状を追認するためである。

中国の憲法は「公民の基本的権利および義務」（第 2 章）および「国家機構」（第 3 章）等について規定しており、形式的には、一見、欧米先進国や日本の憲法と同じような体裁をとっている。しかし、その内容を見てみると、中国は、「労働者階級の指導する労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁の社会主義国家」であること（1 条 1 項）、「民主集中制」を採用していること（3 条 1 項）、経済的には「生産手段の社会主義的公有制」を採用していること（6 条 1 項）、土地は国家の所有または集団所有に属すること（10 条 1 項・2 項）等の規定に見られるように、中国の憲法の内容は、欧米先進国や日本の憲法のそれとはまったく異なる点が少なくない。

2004 年 3 月には、中国の憲法に、「3 つの代表」思想（中国共産党が①中国の先進的社會生産力の發展要求、②中国の先進的文化的前進方向、③中国の最も広範な人民の根本的利益を代表すること）や、「私有財産の不可侵」を明記する等の改正が行われた。

また、2018 年 3 月には、中国の憲法に、「科学的發展觀」及び「習近平の新時代における中国の特色のある社会主義思想」という文言が追加されるとともに、国家主席及び国家副主席の任期制限（改正前は、2 期 10 年までという任期制限があった）が撤廃された。

## 1 統治機構

### （1）総論

国家機構の主な組織には、全国人民代表大会（全人代）、全国人民代表大会常務委員会（全人代常務委員会）、国家主席、国務院、最高人民法院、最高人民檢察院、国家監察委員会等がある。

また、中国の政治体制を語る上で、中国共産党の話ははずせない。中国共産党は国家機関そのものではないが、中国の国家機関や地方機関には中国共産党のネットワークが張り巡らされており、共産党と国家機関、地方機関が一体化しているので、実質的には、中国共産党が国家機関や地方機関を支配しているといっても過言ではない。中国共産党の組織のうち最も重要な組織は全国代表大会と中央委員会であり、中国共産党の最高ポストは中央委員会総書記である。

憲法の前文には「中国共産党の指導」が繰り返し明記されている。それを根拠として、共産党は中央政府、地方政府と一体化しており、各級の政府機関に共産党の指導部が配置されている。このような状況のことを、中国では、「党政不分」という。行政機関のみならず、人民法院、国有企業、各種の団体等には、共産党の指導部が置かれている。そして、政府機関のトップよりも、同級の共産党指導部のトップの方が実質的には地位が高くなっている。例えば、市長よりも、市の共産党書記の方が偉い、というわけである。そして、中央レベルにおいても、中国共産党の総書記は、国家主席や国務院総理より地位が高い。このように、中国共産党が常に国家機関の中で優越的な地位を占めていることから、中国

のすべての機関を指導する共産党と、最高の国家権力機関である全人代（憲法 57 条）との関係が問題となる。この点については、憲法は、共産党の指導的地位を規定する（憲法前文）一方、すべての政党が憲法と法律の範囲内で活動しなければならず、憲法と法律を超える特権を持つことはできないとも規定している（憲法 5 条 4 項・5 項）ので、共産党も政党として、当然憲法と法律に拘束されると考えられる。しかし、そもそも、全人代自体が党に支配されている以上、実際には全人代の見解はイコール共産党の見解となっている。そして、憲法上、共産党の全人代に対する指導権を制限する規定がないから制限がないのだ、と解釈されている現状からは、結局のところ、共産党は、全人代に監督されているのではなく、自分で自分を監督している、ということになる。

## （２）全国人民代表大会

全国人民代表大会（全人代）は、国家主席の選出・罷免権、國務院の構成員（総理、副総理、國務委員等）の決定・罷免権、最高人民法院の院長の選出・罷免権、最高人民檢察院の院長の選出・罷免権、国家監察委員会主任の選出・罷免権等を有している（憲法 62 条、63 条）。全人代は、これらの人事権を行使することにより、他の国家機関をコントロールすることが可能であるという意味で、中国における最高の国家権力機関といえる。すなわち、全人代という最高の国家権力機関が上にあって、その下に、内閣に相当する國務院や、裁判所に相当する人民法院等が従属しているかたちとなっている。これは、憲法 2 条の「全ての権力は、人民に属する」、「人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会および地方各級人民代表大会である」ことの要請と考えられる。このような中国の国家制度は、日本や米国のように、立法権、行政権、司法権を異なる国家機関に担当させた上で、相互の抑制と均衡により権力の濫用を防止するという三権分立の制度とは根本的に異なる。

全人代は、原則として年 1 回開催される（憲法 61 条 1 項）。全人代の議事は、「人民大会堂」で行われる。全人代は、法律を制定する権限をその重要な役割としているという意味では、日本の「国会」に相当する。また、全人代は憲法を改正する権限を持っている。日本では、憲法の改正に関しては、国会は発議権を有するにとどまり、国民投票を経なければならないが、中国では、憲法の改正にあたって、全人代は発議権を有するにとどまらず、その 3 分の 2 の多数決で憲法改正を行うことができる（憲法 64 条 1 項）。中国の憲法改正は、日本のそれに比べ、非常に容易といえる。

全人代の常設機関として、全人代常務委員会が置かれている（憲法 57 条後段）。全人代と全人代常務委員会はいずれも、中国における立法機関として法律を制定する権限を有する。特に「刑事、民事、国家機構およびその他の基本的な法律」の制定および改正は全人代が行い（憲法 62 条 3 号）、それ以外の法律の制定・改正は全人代常務委員会が行う（憲法 67 条 2 号）ことになっている。このように、全人代の法律制定権と全人代常務委員会の法律制定権は、法律の内容が基本的か否かによって区分されることになっているが、実際上はその区分は曖昧である。例えば、国民の身体的自由を制限する重要な法律の中には、

全人代ではなく、全人代常務委員会が制定しているものがある（治安管理处罰法等）。

全人代は、省、自治区、直轄市、特別行政区、および軍隊によって選出された代表により構成されるが、この選出は間接選挙により行われる。全人代と全人代常務委員会の毎期の任期は5年である（憲法60条1項、66条1項）。しかし、上記は、あくまで建前である。実際上は、全人代は、立法機関として民意が立法政策に反映されにくいシステムである。その原因は、①間接選挙であることのほか、②選挙段階の候補者および当選者の事前の実質的な内定が慣行的に行われ、審議や投票そのものが形骸化しているからである。

### （3） 国務院

中国の中央レベルの行政機関は国務院（中央人民政府）である。国務院のトップは総理であるが、その人選は、全人代が選出した国家主席の指名により、全人代が決定する（憲法62条5号）。国務院は総理責任制となっており（憲法86条2項、国務院組織法2条2項）、総理の下には、副総理、国務委員（国務大臣）、各部部长（各省大臣）、各委员会主任、会計検査長、秘書長があり（憲法86条1項、国務院組織法2条1項）、その人選は、総理が指名し全人代が決定する（憲法62条5号）。国務院は、意思決定機関たる全人代の執行機関として（憲法85条）、全人代に対して責任を負い（同92条）、中央各部・委員会（省庁）および全国の行政を統率する（同89条3号・4号）のみならず、憲法および法律に基づき行政法規等を制定し、全人代に議案を提出する等（同89条1号・2号）の権限を有している。

### （4） 人民法院

中国の司法制度を担う裁判機関として、人民法院がある。段階別に分けると、最高人民法院（憲法129条1項、人民法院組織法9条、10条、16～19条）、高級人民法院（人民法院組織法20条、21条）、中級人民法院（人民法院組織法22条～23条）、基層人民法院（人民法院組織法24条～26条）の4段階がある。また、基層人民法院は、その管轄地域において必要に応じて人民法廷という出張所を設けることができる。そして、人民法廷が下す判決および決定は、その所属する基層人民法院の判決、決定となる（人民法院組織法26条）。さらに、通常の人民法院以外に軍事法院、海事法院、鉄道運送法院、知的財産権法院、金融法院、インターネット法院等の専門法院がある。これらの専門法院は特別裁判所ではなく、いずれも、通常の人民法院とともに最高人民法院の下に置かれており、裁判活動にあたって最高人民法院の監督を受ける（憲法132条）。

通常の事件の場合は、基層人民法院が第一審の管轄裁判所となる（人民法院組織法25条本文、民事訴訟法17条、刑事訴訟法20条）。基層人民法院の判決・裁定に不服がある場合、中級人民法院に上訴することができる。ちなみに、中国は、日本の三審制とは異なり、二審制を採用している。重大な涉外事件や、当該管轄区内において重大な影響を及ぼす事件等については、中級人民法院が第一審の管轄裁判所となる（民事訴訟法18条、刑事訴訟法

21 条)。中級人民法院の判決・裁定に不服がある場合は、高級人民法院に上訴することができる。また、一定の事件については、高級人民法院や最高人民法院が、第一審の管轄裁判所となることもある（民事訴訟法 19 条、20 条、刑事訴訟法 22 条、23 条）。

### （５）監察委員会

2018 年 3 月、憲法の改正および監察法の制定により、監察体制が確立され、新しい機関として、中央レベル及び地方レベルに、「監察委員会」が設立された。監察委員会とは、公権力を行使するあらゆる公職者に対して監察を実施し、職務上の違法および職務犯罪を調査し、清廉な政治および反腐敗のために職権を行使する専門機関である。

監察委員会は、同じレベルの人民政府、人民法院および人民検察院との間では並列関係にある。監察委員会は、「法律の規定に従い監察権を独立して行使し、行政機関、社会团体および個人の干渉を受けない」、また、「職務上の違法および職務犯罪事件を処理する際、裁判機関、検察機関、法執行部門と相互に協力し、相互に制約しあわなければならない。」とされている（監察法 4 条 1 項・2 項）。監察委員会は、業務上必要である場合、公安、税務および税関等の行政機関に対して協力を求めることが可能であり、当該行政機関はこれに協力する義務がある（監察法 4 条 3 項）。

監察委員会は、①主任、②副主任および③委員で構成される。主任は人民代表大会が選出し、副主任および委員は監察委員会主任が人民代表大会常務委員会に任命を申請する。監察委員会主任の毎期の任期は、人民代表大会の毎期の任期と同じである。ただし、国家監察委員会主任は 2 期を超えて連続して就任することはできない。

被調査者に着服、賄賂、職責不履行、汚職等の重大な職務上の違法または職務犯罪の疑いがあり、監察委員会がその違法・犯罪の事実および証拠の一部をすでに把握しているものの、なお重要な問題があつてさらなる調査が必要であり、かつ、①事件の内容が重大、複雑である場合、②逃走、自殺のおそれがある場合、③通謀して虚偽の供述をし、又は証拠を偽造、隠匿、隠滅するおそれがある場合、又は④その他調査を妨害する行為を行うおそれがある場合には、その者を特定の場所に留置することができる（監察法 22 条 1 項）。留置は、これまで中国共産党の規律検査機関が共産党員の党規律違反案件を調査する際に講じていた「双規」（即ち、共産党員である対象者を身柄拘束し、ある特定の問題について自白を求めること）措置に代わるものである。

## 2 人権

中国の憲法は、「公民の基本的権利および義務」（第 2 章）において、さまざまな権利・義務について規定している。但し、その中には「義務」についての規定が少なからず含まれており（52 条の国家統一・民族団結義務、53 条の公共秩序維持義務、54 条の祖国擁護義務、55 条の祖国防衛及び兵役義務）、「権利」に関する規定はそれほど多くはない。また、「権利」に関する規定の中にも、①公安機関・検察機関が一定の手続を経れば、通信の自

由及び通信の秘密を制限することが可能とされていたり（40条）、②「正常な」宗教活動を保護するというように留保文言が付されていたりする（36条3項）等の問題が含まれている。さらには、「公民が自由及び権利を行使するときには、国家、社会及び集団の利益並びに他の公民の適法な自由及び権利を損なってはならない。」（51条）というように、公民個人の権利を制限する一般的根拠規定が置かれている。

しかし、そもそも、中国共産党による支配の下、三権分立による国家機関相互の抑制均衡ということが想定されておらず、裁判官が弱い立場に置かれている中国では、憲法の人権規定の文言がどのようなものであるかにかかわらず、人権保障は弱いものにならざるを得ないであろう。

### 3 中国の法体系

中国の法体系は、憲法、法律、行政法規、部門規章、地方性法規等により構成されている。憲法は最高法規性を有し、一切の法律、行政法規、地方性法規等は憲法に抵触してはならない。法律は、全人代又は全人代常務委員会が制定する法規範である。法律の効力は、行政法規、部門規章、地方性法規等に優越する。行政法規は、国務院が憲法及び法律に基づいて制定する法規範である。行政法規の効力は、部門規章、地方性法規等に優越する。また、国務院の各部、委員会、それらの直属機構等がその所管する事項について制定する部門規章もある。省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民代表大会及びその常務委員会は、地方性法規を制定することができる。

この他、最高人民法院及び最高人民検察院が審判実務の要求に応じて審判委員会の制定する「司法解釈」も法的効力を有しており、実務上、重要な役割を演じている。

また、最近では、最高人民法院及び最高人民検察院が「指導性裁判例」を公表することにより、「同様の事案の事件は同様に処理する」ように下級の法院及び検察院を指導するという形で、実質的に先例に従わせるようになっている<sup>4</sup>。

中国の法令や判決を調査するための情報源としては、政府機関や裁判所（中国語では「法院」）のウェブサイトがあり、また、「北大法宝」<sup>5</sup>というデータベースが実務上よく利用されている。

### III 民法

日本では「民法」という名の1つの法律で規定されている内容が、中国ではいくつかの法律に分けて規定されている。財産関係については、「民法総則」、「民法通則」、「物権法」、

---

<sup>4</sup> 中国の最高人民法院は、2010年12月9日、「裁判例指導業務に関する規定」を公布し、各級人民法院は、最高人民法院が公布する「指導的裁判例」と類似する案件を審理するとき、「指導的裁判例」を参照しなければならないこととした。そして、最高人民法院は、2011年12月20日、第一回の「指導的裁判例」を公布した。

<sup>5</sup> <http://www.pkulaw.cn/>

「担保法」、「契約法」、「権利侵害責任法」があり、身分関係については「婚姻法」、「養子縁組法」、「相続法」等がある。その他に、最高人民法院審判委員会が公布した多くの司法解釈がある。

現在、中国では、「民法典」の編纂作業が進んでおり、近い将来、「民法典」が採択・公布される予定である。2019年12月に公表された中国民法典草案の体系は、「第1編 総則」、「第2編 物権」、「第3編 契約」、「第4編 人格権」、「第5編 婚姻家庭」、「第6編 相続」、「第7編 権利侵害責任」となっており、日本の民法典の体系とはかなり異なっている。

中国の民法は、日本法と似ている点が多いものの、当然のことながら日本法と異なる点も少なくなく、個々の問題ごとに注意して調べることが必要である。以下、現行法について、簡単にポイントを紹介する。

## 1 民法総則・民法通則

前述したとおり、中国では、「民法総則」と「民法通則」が並存している。中国の全人代常務委員会は、1986年に公布された「民法通則」に実質的に取って代わるものとして、2017年に「民法総則」を公布した。2017年の「民法総則」の施行により「民法通則」が廃止されるわけではなく、「民法典」が正式に制定されるまで、「民法通則」も「民法総則」も並存するものとし、「新法が旧法に優先する」という原則に基づき、「民法総則」が優先的に適用されることとした。ちなみに、「民法通則」は全9章156条で構成されるが、「民法総則」は全11章206条で構成される。

中国の民法通則は、総則的な取決めとして、市民生活における当事者の平等、公平、信義誠実等の基本原則をはじめ、自然人の権利能力および行為能力、法人、法律行為、代理、財産所有権、債権、民事責任、訴訟時効等について規定している他、民事法全般にわたる様々な規定を含んでいる。訴訟時効の期間が原則として2年とされていること（135条）、取得時効は規定されていないこと、知的財産権（94条～97条）や国際私法（142条～150条）の規定を有していること等の点で、日本の民法とは異なっている。

## 2 物権法

2007年に公布された「物権法」は、全5編19章247条より構成されている。物権法は、物権法定主義を明記し、物権の成立、変更、譲渡、消滅および保護等について規定している。不動産の善意取得を認めている等の点で、日本の民法とは異なっている。物権法は、従来の「公有制経済を強化しつつ発展させ、非公有制経済の発展を奨励し、支持し、かつ導く」という路線を堅持すると同時に、私有財産を国有財産および集団所有財産と対等に保護する理念をさらに強化した（3条、4条）。また、同法は物権法定主義を明記したほか、不動産物権変動の登記原則および動産物権変動の引渡原則をとることを規定した（5条、6条）。中国の物権法は、不動産物権変動における登記および動産物権変動における引渡を、

原則として「効力発生要件」としている。日本の民法ではこれらが「第三者対抗要件」とされているのとは異なっている。

### 3 担保法

1995年に公布された「担保法」は、保証、抵当権、質権、留置権および手付金について規定している。保証および手付金を担保法に含める体系をとっている点に、特色がある。担保法は、全7章96条より構成されている。

中国の担保法には、「反担保」の概念がある。反担保とは、担保提供者の求償権を担保するため、担保提供者が債務者から徴求する担保をいう。担保法4条によると、第三者は、債務者のために債権者に対して担保を提供する場合、債務者に対して反担保を提供することを要求することができる。

### 4 契約法

1999年に公布された「契約法」は、契約の成立、契約の効力、契約の履行、契約の変更および譲渡、契約の権利義務の消滅、違約責任等の総則的規定の他、15種類の各種契約に関する規定を置いている。契約法は、全23章428条より構成されている。日本の民法では規定していない契約類型、例えば、電気、水、ガス、熱エネルギー供給使用契約、ファイナンスリース契約、技術契約等についても規定を置いている点が特徴的といえる。

また、契約法は、契約に関する一般原則として、平等の原則(3条)、自由意思の原則(4条)、公平の原則(5条)、信義誠実の原則(6条)、法律法規の遵守(7条)等について規定している。

### 5 権利侵害責任法

2009年に、全12章92条からなる「権利侵害責任法」が公布された。これは、日本の不法行為法にほぼ相当する法律である。権利侵害責任に関する総則規定を有する他、製造物責任、自動車交通事故責任、医療損害責任、環境汚染責任等の個別の権利侵害行為に関する各則規定を置いている。

中国の権利侵害責任法は、「民事権益を侵害した場合は、本法に従い権利侵害責任を負わなければならない。」(2条1項)と規定し、「損害の発生」を要件としていない。また、権利侵害責任法は、侵害停止請求権や損害賠償請求権だけでなく、物権的請求権(妨害排除、財産返還、原状回復等)、人格権的請求権(影響の除去、名誉の回復、謝罪)といった権利侵害責任方式をすべて規定している(15条)。このような規定方式は、将来的に権利侵害責任法を「民法典」の一つの「編」として物権編、契約編等と共に並列的に位置付けようとするロジックの結果であり、また、民法典の各種民事権利への侵害に対し全面的な対処をとるためであるといわれている。

#### IV 会社法

従来、外資系中国法人（以下「外商投資企業」という）に対しては、「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」および「中外合作経営企業法」（「三資企業法」と総称された）が特別法として適用されてきた。しかし、「外商投資法」及び「外商投資法実施条例」が2020年1月1日より施行されたことに伴い、それらの法律は廃止された。そこで、「会社法」は、中国国内企業だけでなく、外商投資企業にも適用される法律として、重要性が高まっている。

中国の「会社法」は、1993年に公布されて以来、1999年、2004年、2005年、2013年、2018年に改正され、現在に至っている。現行の会社法は、全13章218条より構成されている。

中国の法体系における会社は、独立の財産を有する企業法人であり、大きく分けて、有限責任会社（株主がその引き受けた出資額を限度として会社に対して責任を負う会社）と株式会社（株主がその引き受けた株式を限度として会社に責任を負う会社）の2種類がある。有限責任会社は、会社法に定める株式会社の条件を満たす場合、株式会社に変更することができる。また、株式会社は、会社法に定める有限責任会社の条件を満たす場合、有限責任会社に変更することができる。会社法は、有限責任会社および株式会社の2つについて、それぞれの設立、組織機構、持分、株式譲渡等の事項を定めている。

#### V 民事訴訟法

1991年に公布された「民事訴訟法」は、2007年、2012年、2017年に改正され、現在に至っている。現行の民事訴訟法は、全27章284条より構成されている。

一般に、民事訴訟は、私的自治原則が妥当する市民社会における紛争の解決方法であるから、紛争当事者の権利の行使、処分については、裁判所は積極的に介入せず、当事者が自分の権利を処分する自由、すなわち、処分権主義が広く認められている。中国でも、この処分権主義は、ある程度認められており、当事者には訴訟上の権利を処分する権限が認められている（51条）。ただし、中国の民事訴訟では、この処分権主義が制限され、人民法院が職権的に介入してくることがある。例えば、訴えの取下げについては、判決が言い渡される前に、原告による訴えの取下げの申立てに対して、人民法院が許可するか否かを決定する（145条）。これは、訴訟当事者が望んでいなくても、裁判所の職権的な介入を認めるものである。

中国の民事訴訟では、多くの場合、証拠交換および口頭弁論が各1回の期日ですべて行われる。中国の証拠交換および弁論期日では、裁判官および弁護士（中国語では「律師」という）による口頭でのやり取りが活発になされる。

民事訴訟法によると、民事訴訟の第一審手続は、原則として、事件立件日から6か月以内に結審しなければならない。また、第一審判決に対する上訴事件は、原則として、事件

立件日から 3 か月以内に結審しなければならない。当事者の一方が外国人である等の涉外民事案件の場合、上記の期間制限は適用されないが、事実上、裁判官は、涉外民事案件においても上記の期間制限を遵守しようとするのが通常である。

地方の人民法院では、裁判官のレベルが大都市の裁判官と同水準に達しているかという問題があるほか、いわゆる「地方保護主義」（地元の当事者の利益保護を不当に優先する傾向）により公平な審理がなされない可能性があるという問題が懸念される。その意味で、一般論としては、できるだけ北京や上海等の大都市の人民法院に提訴する方が日本企業にとって望ましいといえる。民事訴訟法 21 条によると、民事訴訟の普通裁判籍は、被告の住所地であるが、同一の訴訟の複数の被告の住所地が 2 つ以上の人民法院の管轄区にある場合は、それら各人民法院がすべて管轄権を有する。そこで、被告となり得る者が複数存在し、2 つ以上の人民法院の管轄区にあるような場合には、最も有利になりそうな人民法院を選んで、それら複数の者を共同被告として提訴するということが実務上しばしば行われている。

中国では、既に、「インターネット法院」が設置され、多くの訴訟事件がインターネット上で行われている<sup>6</sup>し、WeChat での電子訴訟プラットフォームの利用により、携帯端末で、立件、送達、法廷審理、証拠公開及び調停等の訴訟手続全般を行えるようになっている。インターネット司法に関しては、日本より中国の方がはるかに進んでいる現状の下、遂に、司法の分野においても、「日本が中国から学ぶ時代が到来した」といえるかもしれない。

日本企業と中国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されるのが通常である。その理由は、法的紛争を裁判所による訴訟で解決しようとしても、日本と中国の間では裁判所の判決の相互執行を認める条約が存在しない等の理由により、日本と中国のいずれかの国で出された裁判所の判決が、他方の国では執行できないためである。すなわち、日本企業と中国企業との間の紛争において、日本企業が東京地裁で勝訴判決を得たとしても、中国に存在する中国企業の財産につき強制執行することは認められない（逆も同様）。これに対し、仲裁の場合、日本と中国のいずれの国で出された仲裁判断は、他方の国で執行することが可能である。これは、日本も中国も「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟しているため、仲裁判断の執行が相互に認められるからである。中国の仲裁機関としては、例えば、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）<sup>7</sup>や、CIETAC から独立した上海国際仲裁センター（SHIAC）及び深圳国

---

<sup>6</sup> 2019 年 12 月 4 日に最高人民法院が公表した「中国裁判所のインターネット司法」白書によれば、杭州、北京及び広州インターネット裁判所において、8 つのインターネット専門裁判廷が設置され、84 名の裁判官が配属されている。裁判官の平均勤務年数は 10 年以上である。裁判官 1 人当たりの年間平均処理数は 700 件以上である。

<sup>7</sup> CIETAC は、年間 1000 件以上の事件を受理しており、世界有数の仲裁機関となっている。

際仲裁院（SCIA）等がある<sup>8</sup>。

## VI 刑事法

### 1 刑法

1979年に公布され、幾度もの改正を経た「刑法」は、全2編15章452条より構成されている。刑法は、罪刑法定主義、遡及処罰の禁止、罪刑均衡原則、属地主義原則等について規定している。また、刑罰の1種として「管制」が存在する。これは、犯罪者を拘束せずに、3か月以上2年以下の期間、公安機関の監督下に置き、活動状況等について公安機関への報告義務を負わせるという自由制限刑である。

中国の刑法の大きな特色の一つとして、死刑が規定されている犯罪が非常に多いという点が挙げられる<sup>9</sup>。2011年の刑法改正でかなり削減された（密輸罪、窃盗罪、手形詐欺罪等）ものの、現行の刑法でも、殺人罪、放火罪、賄賂罪、傷害罪、強姦罪、強盗罪、業務上横領罪、人身売買罪、性犯罪等において、死刑が規定されている。なお、中国では、死刑の執行猶予制度が認められている。

なお、日本の刑法学は、ドイツ刑法の形而上学的思考方式に倣い、「構成要件該当性」→「違法性」→「有責性」という判断枠組を採用しているが、中国では、このような三分法の判断枠組は一般的には用いられていない。

### 2 刑事訴訟法

1979年に公布され、1996年、2012年、2018年の改正を経た「刑事訴訟法」は、全4編21章308条より構成されている。最近の改正により、次第に人権保障への配慮もなされるようになった。例えば、2012年改正により、「違法収集証拠排除法則」に関する規定（56条）が追加された。しかし、依然として、秩序維持・処罰確保の要請に傾いた規定も多い。例えば、「被疑者は、捜査官の質問に対して、ありのままに答えなければならない。」（120条1項）という規定が特徴的である。

中国では、刑事処罰のほかに、行政処罰も活用されており、行政処罰に対する規律も重要な問題として認識する必要がある。例えば、刑事訴訟法34条1項には、被疑者の弁護人

---

<sup>8</sup> 独立騒動により、独立以前になされた仲裁合意の効力や、CIETAC、SHIAC及びSCIAにより下された仲裁判断の効力・執行可能性が不明確となり、実務に混乱が生じた。そこで、最高人民法院は、2015年7月15日、「上海市高级人民法院等に対する中国国際経済貿易仲裁委員会及びその元分会等仲裁機構の仲裁判断に関わる司法審査事件の意見請求問題についての回答」を發布し、「CIETAC上海分会又はCIETAC華南分会を仲裁機関とする」旨の仲裁合意に基づく、仲裁に係る管轄権の所在に関する取扱いについて、当該仲裁合意の時期に応じて整理した基準を示した。これによって、独立騒動以来、実務において混乱が生じていた、仲裁に係る管轄権の所在及び取扱いが明確になった。

<sup>9</sup> 実際の死刑執行件数も非常に多く、毎年の死刑執行件数は数千件にのぼるといわれている。死刑執行の方法は、「銃殺又は注射等」とされている（刑事訴訟法263条2項）。

依頼権が規定されているが、監察法には、弁護士依頼権に関する規定は無い。これは、監察委員会による調査は刑事捜査とは異なること、留置は刑事上の強制処分ではないこと、また、調査対象者は必ずしも犯罪の被疑者とは限らないこと等の理由によるものである。

## Ⅶ おわりに

近時、技術力を著しく向上させている中国企業が少なからず出現している。中国政府も、中国におけるイノベーションをさらに促進すべく、「自主创新政策」を推進している。「一帯一路」、「中国製造 2025」等の中国の長期戦略や、激しさを増す米中貿易戦争が注目される等、世界における中国の存在感はますます高まっている。また、最近の新型コロナウイルス肺炎の影響に伴う情勢の変化を受け、中国の法制度も大きく変貌を遂げている。今後も、中国の法制度の動向については、引き続き注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.48 No.6』（国際商事法研究所、2020年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第2回 中国」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。